

議案第94号

守谷市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

守谷市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月13日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
94号	1

守谷市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
(守谷市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 守谷市職員の旅費に関する条例(昭和53年守谷町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「旅行」の次に「(外国旅行に限る。)」を加える。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第18条の2を第18条とする。

第27条第4項中「、第17条第2項及び第18条第2項」を「及び第17条第2項」に改め、「日当、」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り支給する。

別表第1中「第16条関係」を「第16条、第17条関係」に改め、「(第16条～第18条)」を削り、同表日当(1日につき)の欄を削り、同表備考中「宿泊料の項」を「宿泊料の欄」に改める。

別表第2中「第27条関係」を「第27条、第30条関係」に改め、「(第27条、第30条)」を削る。

(守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和53年守谷町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、第3項及び第4項」を「から第5項まで」に改める。

第12条第1項中「、日当」を削る。

第13条第1項中「(内国旅行の日当を除く。)」を削る。

第14条第2項第2号中「、日当」を削り、同条第3項中「前各項」を「前2項」に改め、同条第4項中「前4項」を「前3項」に改める。

別表第3日当(1日につき)の欄を削る。

別表第4日当(1日につき)の欄を削る。

(守谷市消防団条例の一部改正)

第3条 守谷市消防団条例(昭和39年守谷町条例第141号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「、日当」を削り、同項の表日当(1日につき)の欄を削る。

附 則

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条のうち第9条第2項並びに第14条第3項及び第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の守谷市職員の旅費に関する条例の規定、第2

議 案	頁 数
94号	2

条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例並びに第3条の規定による改正後の守谷市消防団条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し，かつ，施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し，当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については，なお従前の例による。

議 案	頁 数
9 4 号	3

提案理由（議案第94号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、行財政改革の取組みとして、職員が60キロメートル以上の国内出張をした場合に一日につき支給される日当を廃止するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
94号	4

守谷市職員の旅費に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 日当は、旅行<u>(外国旅行に限る。)</u>中の日数に応じ、 1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7から14まで (略)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費 (削除)</p> <p>(宿泊料)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(食卓料)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(移転料，着後手当及び扶養親族移転料)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>第3章 外国旅行の旅費</p>	<p>第1章 総則 (旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 日当は、旅行_____中の日数に応じ、 1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7から14まで (略)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費 <u>(日当)</u></p> <p><u>第16条</u> 日当の額は、別表第1の定額による。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、60キロメートル未満の旅行の場合における日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか支給しない。</u></p> <p>(宿泊料)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(食卓料)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(移転料，着後手当及び扶養親族移転料)</p> <p><u>第18条の2</u> (略)</p> <p>第3章 外国旅行の旅費</p>

94号	議案
5	頁数

(日当, 宿泊料及び食卓料)

第27条 (略)

2及び3 (略)

4 日当は, 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り支給する。

5 第16条第2項及び第17条第2項
の規定は, 外国旅行の場合の _____ 宿泊料及び食卓料について準用する。

別表第1 (第16条, 第17条関係)

内国旅行の旅費 _____

(削除)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	
	円	円	円
	10,900	10,900	2,200

備考

宿泊料の欄中甲地方とは, 東京都, 大阪府, 名古屋市, 横浜市, 京都府及び神戸市等国家公務員等の旅費に関する法律 (昭和25年法律第114号) の別表第1の備考にいう甲地方の地域をいい, 乙地方とは, その他の地域をいう。

別表第2 (第27条, 第30条関係)

外国旅行の旅費 _____

(略)

(日当, 宿泊料及び食卓料)

第27条 (略)

2及び3 (略)

(新設)

4 第16条第2項, 第17条第2項及び第18条第2項の規定は, 外国旅行の場合の日当, 宿泊料及び食卓料について準用する。

別表第1 (第16条関係 _____)

内国旅行の旅費 (第16条~第18条)

日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	
円	円	円	円
1,100	10,900	10,900	2,200

備考

宿泊料の項中甲地方とは, 東京都, 大阪府, 名古屋市, 横浜市, 京都府及び神戸市等国家公務員等の旅費に関する法律 (昭和25年法律第114号) の別表第1の備考にいう甲地方の地域をいい, 乙地方とは, その他の地域をいう。

別表第2 (第27条関係 _____)

外国旅行の旅費 (第27条, 第30条)

(略)

94号	議案
6	頁数

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>（非常勤の職員の給与）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 前項の職員のうち，報酬が月額をもって定められている者の支給方法については，第7条第2項から第5項まで<u> </u>の規定を準用する。</p> <p>3 （略）</p> <p>（車賃等の額）</p> <p>第12条 市長等の内国旅行の車賃<u> </u>，宿泊料及び食卓料の額は，別表第4のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（議会の議員の費用弁償）</p> <p>第13条 議会の議員が公務のため旅行したときは，その旅行について，費用弁償として別表第2に掲げる職に相当する職員の受ける旅費<u> </u>の額に相当する額を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（非常勤の職員の費用弁償）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 非常勤の職員が公務のため旅行したときは，費用弁償として，次の各号に掲げる額を合算した額を支給する。</p>	<p>（非常勤の職員の給与）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 前項の職員のうち，報酬が月額をもって定められている者の支給方法については，第7条第2項，<u>第3項及び第4項</u>の規定を準用する。</p> <p>3 （略）</p> <p>（車賃等の額）</p> <p>第12条 市長等の内国旅行の車賃，<u>日当</u>，宿泊料及び食卓料の額は，別表第4のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（議会の議員の費用弁償）</p> <p>第13条 議会の議員が公務のため旅行したときは，その旅行について，費用弁償として別表第2に掲げる職に相当する職員の受ける旅費<u>（内国旅行の日当を除く。）</u>の額に相当する額を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（非常勤の職員の費用弁償）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 非常勤の職員が公務のため旅行したときは，費用弁償として，次の各号に掲げる額を合算した額を支給する。</p>

94号	議案
7	頁数

(1) (略)

(2) 別表第3に掲げる車賃_____, 宿泊料, 食卓料

3 前2項に定めるもののほか, 非常勤の職員に支給する費用弁償については, 一般職の職員についての旅費に関する規定を準用する。

4 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者の費用弁償については, 前3項の規定にかかわらず, 別に規則で定める。

別表第3 (第9条, 第10条, 第14条関係)

区分	(略)	(削除)	(略)
執行機関			
附属機関			
補助機関			

別表第4 (第12条関係)

職名	車賃	(削除)	(略)
市長	円 60		
副市長	60		
教育長	60		

(1) (略)

(2) 別表第3に掲げる車賃, 日当, 宿泊料, 食卓料

3 前各項に定めるもののほか, 非常勤の職員に支給する費用弁償については, 一般職の職員についての旅費に関する規定を準用する。

4 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者の費用弁償については, 前4項の規定にかかわらず, 別に規則で定める。

別表第3 (第9条, 第10条, 第14条関係)

区分	(略)	日当 (1日につき)	(略)
執行機関		【別記参照】	
附属機関			
補助機関			

別表第4 (第12条関係)

職名	車賃	日当 (1日につき)	(略)
市長	円 60	円 1,400	
副市長	60	1,250	
教育長	60	1,200	

【別記】現行別表第3に規定する日当を支給する非常勤の職員の一覧

区分	日当（1日につき）	職名
執行機関	1, 250円	選挙管理委員会委員長，監査委員，農業委員会会長及び会長代理
	1, 200円	教育委員会委員，選挙管理委員会委員，農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員
附属機関	1, 200円	特別職報酬等審議会会長及び委員，行政不服審査会会長及び委員，政治倫理審査会会長及び委員，国民保護協議会委員，公の施設指定管理者選定委員会委員長及び委員，官民競争入札等監理委員会委員長及び委員，補助金等審議会会長及び委員，表彰審査会委員，区制検討委員会会長及び委員，男女共同参画推進委員会会長及び委員，総合計画審議会会長及び委員，行政改革推進委員会会長及び委員，環境審議会会長及び委員，防災会議委員，農業振興地域整備促進協議会委員，中小企業事業資金融資あっ旋審査会委員，協働のまちづくり推進委員会委員長及び委員，民生委員推薦会委員，保健福祉審議会会長及び委員，文化会館運営審議会会長及び委員，守谷市保育所等利用調整委員会委員，国民健康保険運営協議会会長及び委員，介護認定審査会会長及び委員，地域包括支援センター運営協議会会長及び委員，障がい者介護給付等審査会会長及び委員，地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会会長及び委員，都市計画審議会

94号	議案
9	頁数

		<p>会長及び委員，旅館等建築審査会会長及び委員，緑の審議会会長及び委員，景観審議会会長及び委員，空家等対策協議会会長及び委員，国土交通省所管公共事業再評価委員会委員長及び委員，取手都市計画事業守谷駅周辺一体型土地区画整理審議会会長及び委員，通学区域審議会会長及び委員，守谷市いじめ問題重大事態調査委員会委員長及び委員，守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会委員長及び委員，社会教育委員，文化財保護審議会委員，教育支援委員会委員，学校給食センター運営委員会委員長及び委員，図書館協議会委員長及び委員，上下水道事業運営審議会会長及び委員</p>
補助機関	1, 100円	<p>選挙長，選挙立会人，開票管理者，開票立会人，投票管理者，投票立会人，市産業医，統計調査員，交通指導隊員，文化会館生活相談員，福祉事務所嘱託医，保育所嘱託医，保育所嘱託歯科医，児童扶養手当障害判定医，市嘱託医，市嘱託歯科医，母子保健推進員，取手都市計画事業守谷駅周辺一体型土地区画整理評価員，学校医，学校歯科医，学校薬剤師，社会教育指導員，教育相談員青少年相談員，スポーツ推進委員，地区公民館館長，市税・国民健康保険税等徴収嘱託員，農地利用最適化推進委員</p>
	規則で定める額	<p>地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者（この表に掲げるものを除く。）</p>

守谷市消防団条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行												
<p>（費用弁償）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 団長が公務のため旅行したときは、鉄道賃、船賃、航空賃については守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による額を、車賃____、宿泊料、食卓料については、次の表による額を費用弁償として支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">車賃 （1キロメートルにつき）</td> <td style="text-align: center;">（削除）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4から6まで（略）</p>	車賃 （1キロメートルにつき）	（削除）	（略）	60円			<p>（車賃等の額）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 団長が公務のため旅行したときは、鉄道賃、船賃、航空賃については守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による額を、車賃、<u>日当</u>、宿泊料、食卓料については、次の表による額を費用弁償として支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">車賃 （1キロメートルにつき）</td> <td style="text-align: center;"><u>日当</u> （1日につき）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60円</td> <td style="text-align: center;"><u>1,200円</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>4から6まで（略）</p>	車賃 （1キロメートルにつき）	<u>日当</u> （1日につき）	（略）	60円	<u>1,200円</u>	
車賃 （1キロメートルにつき）	（削除）	（略）											
60円													
車賃 （1キロメートルにつき）	<u>日当</u> （1日につき）	（略）											
60円	<u>1,200円</u>												

94号	議案
11	頁数